監　第　２２２－３号
令和８年11月６日

今　治　市　長　　徳　永　繁　樹　様
今治市議会議長　　達　川　雄　一　郎　様
今治市選挙管理委員会委員長　　飯　尾　　隆　哉　様

今治市監査委員　　木　原　盛　展
同　　近　藤　　博

監査結果の報告の提出について

地方自治法第199条第４項の規定に基づく令和８年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第９項の規定により次のとおり提出する。

１　監査の種類　　定期監査

２　監査の対象　　選挙管理委員会事務局

３　監査の期間　　令和８年９月４日～令和８年11月６日

４　監査の着眼点及び主な実施内容

令和７年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

５　監査の結果

監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

選　挙　管　理　委　員　会　事　務　局

【事務分掌】

庶務係

(1)　選挙管理委員会の招集及び会議に関すること。

(2)　会議録の作成及び保管に関すること。

(3)　法規及び例規に関すること。

(4)　職員の任免、分限及び服務に関すること。

(5)　公告に関すること。

(6)　文書の収受、発送及び保管に関すること。

(7)　委員の報酬及び費用弁償に関すること。

(8)　物品の購入及び出納保管に関すること。

(9)　統計、調査及び報告に関すること。

(10)　予算及び経理に関すること。

(11)　選挙人名簿登録証明その他の証明に関すること。

(12)　審査の申出及び異議の申出に関すること。

(13)　他の係に属さない事項に関すること。

選挙係

(1)　選挙権の資格調査に関すること。

(2)　選挙人名簿の調製及び保管に関すること。

(3)　選挙人名簿の閲覧に関すること。

(4)　投票区の設定及び改廃に関すること。

(5)　選挙公営に関すること。

(6)　期日前投票及び不在者投票に関すること。

(7)　直接請求に関すること。

(8)　選挙の結果報告に関すること。

(9)　前各号に掲げるもののほか、選挙の執行に関すること。

(10)　検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。

(11)　裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。

(12)　国民投票の執行に関すること。

(13)　選挙啓発の計画及び推進に関すること。

(14)　明るい選挙推進協議会に関すること。

(15)　選挙資料の収集及び保管に関すること。

【指摘事項等】

（意見）

１　投票率の向上に向け、様々な手法を活用した選挙啓発に積極的に取り組まれたい。特に、若年層の投票参加を促進するため、若者の関心や実情を踏まえ、多様な媒体や機会を活用し、様々な角度から効果的な啓発活動を実施されたい。